

### 3. 高神社文書と多賀郷

#### はじめに

綴喜郡井手町大字多賀にある高神社には、約400点の古文書が伝わっている。なかでも、最も古い文永9（1272）年の年紀を有する「高神社流記案」は、芸能史と建築史との側面から研究が進められてきた。<sup>(注1)</sup>

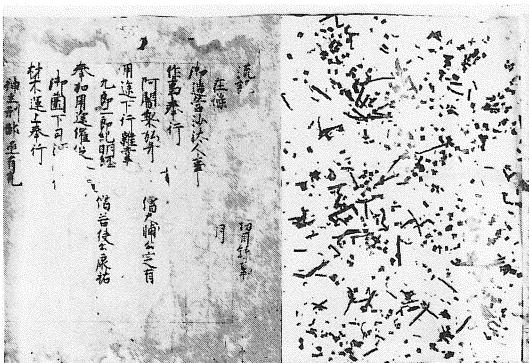
ここでは、同文書の府文化財指定のために調査したこととともに、中世多賀郷の内部構成や周辺地域との関連について考えてみたい。<sup>(注2)</sup>

#### 1. 「高神社流記案」

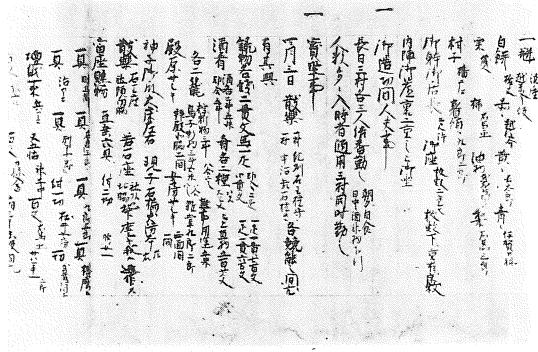
「高神社流記案」は、文永9年9月7日に作事奉行弘弁が記したもののが写本である。巻子装で13紙からなり、法量はタテ26.8cm、ヨコ597.9cmを計る（写一1）。

内容は、文永8年2月から行なわれた高神社宝殿の造営次第を詳細に記したものである。箇条書きにされた見出しの事書をあげると、「御造営沙汰人事」「材木事」「番匠事」「遷殿事」「仮殿御遷宮事」「新殿鉄始柱立棟上等事」「番匠食作析事」

「檜皮葺事」「新殿庄嚴事」「新殿御遷宮事」「御造功間人夫事」「宝堅事」「重荒神祓事」「下行用途色々事」「奉加用途員数事」の順になり、それについて具体的に書かれている。たとえば、



写一1 「高神社流記案」冒頭部分



写一2 「宝堅事」

番匠は「大工奈良五郎大夫平俊弘、少工内弟子二郎大夫平景弘」の両名であること、鉄始が2月18日午刻に行なわれ、「宝堅」=方固めと言われる鎮壇呪法が4月3日に散楽座を招いて執行されたことなどが知られる。また、造営に要した費用を多賀郷民がどのように負担したかについては「奉加用途員数事」に、材木代、作料、御庭酒代、檜皮代などの支出項目は、「下行用途色々事」に、詳細に記されており、鎌倉時代の神社の造営の様相を知るうえで好い史料となっている。さらに、翌文永9年に行なった御輿の新造についても、項を改めて記している。

なかでも著名なのが、「宝堅事」の条に散楽の座として宇治若石權守に率いられた「若石座」の存在が見えることで、中世後期に山城・大和で活躍する宇治猿樂の初見史料である。以下に引用しておこう（写一2）。

#### 一宝堅事

四月三日 散樂 一村 紀州石王權守 各競能之間  
尤有其興  
録物各錢二貫馬一疋 都合二疋 一疋一貫七百文  
酒肴 酒各二斗五升 肴各二種 ハススルメ 一疋一貫六百文  
百廿文  
各二籠 糜粧物三斗八合定 雜事用途五舛  
鳥子粧物三斗五舛 八合定 雜掌九郎二郎  
殿原サシキ 拝殿北 女房サシキ 正面間一間  
神子御殿大床左右 現子石橋犬防本  
散樂 石王座 社頭南脇 若石座 地下座シキ我々造  
作ス

この記述から、散楽座の石王座と若石座との二座が能を競い、郷民が「サシキ」=棧敷や「座シキ」を設けて楽しんでいる様子がうかがえる。

## 2. 多賀郷の構成

上に引用した個所から、文永当時、多賀郷には「殿原」「女房」「地下」と称される三つの階層があったことがわかる。そして、散楽見物に際しての棧敷にも差がつけられたのである。すなわち、殿原や女房は、演能の舞台近くに棧敷が設けられたのに対し、地下は銘々で座敷を造らねばならなかつたのである。

では、これらの階層は、それぞれどういう性格を有していたのだろうか。ここでは「奉加用途員数事」の条が手がかりとなる。殿原、女房、「里人」=地下に分けて、各人の名前と奉加額が記されているからである(写一3)。人数は、殿原26人、女房16人、地下132人となり、奉加額でまとめたのが別表である。総じて殿原が多額であり、先に散楽座への祿としてあらわれていた馬も、殿原から奉加している。また、殿原・女房の奉加額が100文以上であるのに対し、地下は100文以下がほとんどで、特に50文に集中していることが指摘できよう。

殿原のなかには、安堵（庄）下司の肩書をもつ三郎入道——馬1疋を奉加している——がおり、殿原は、下級庄官職をつとめるような階層であったことがわかる。多賀郷の村落結合の中心であり、社殿の造営等にあたっては、多額の奉加をして運

當の中核にあったのである。また、地侍化の指向も有していたであろう。

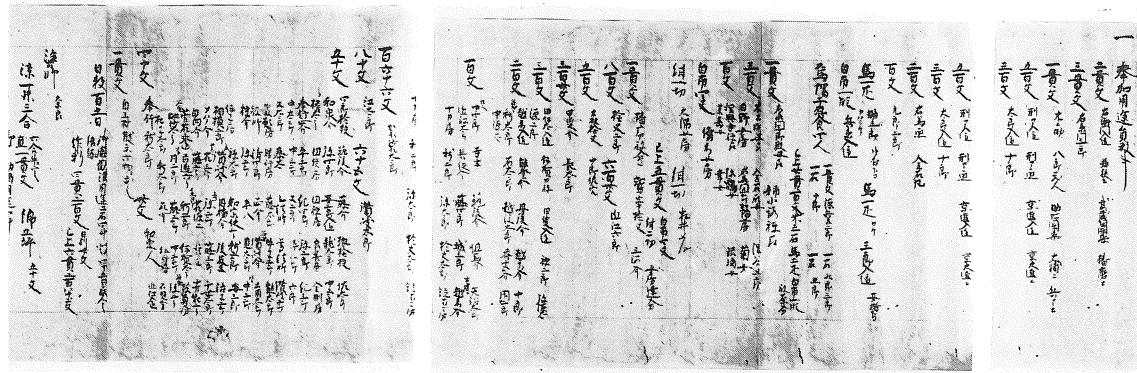
女房は、「右衛門三郎殿母后」「備前女房」「瑠璃女」などの名前から推して、殿原の母、妻、娘であろう。中世にあって、祭祀等に参加できないことの多い女性たちが、多賀郷の場合、奉加をし、散楽を正面の棧敷で見物していることは、注意すべきことであろう。

地下は、里人とも称されているが、殿原の持つ耕地や、安堵庄の名田等を耕作している小農民であった。

このような階層、殊に殿原と地下の二つの階層関係が、当時の多賀郷の基礎をなしていたのである。

ところが、奉加額では、地下のうちでも殿原に匹敵するような額を納めている者が、かなり存在している。そこで次に、文永9年7月の御輿新造について考えてみたい。このとき奉加しているのは16名であり、殿原7名、女房3名、地下2名で、残りは不明であるが、名前からすると殿原の一族と考えられる。地下2名の奉加額は計30文しかなく、全奉加額の1%にも満たない。このことから、御輿の造営には、殿原のみが奉加することになっていたのではないかと思われる。先にみた宝堅=方固めの儀式の場や、御輿造営という、非常に禁忌的な状況において、殿原と地下という郷の階層構成の秩序が強調されていったのである。

時代は下るが、文永3（1523）年の「高神社宝



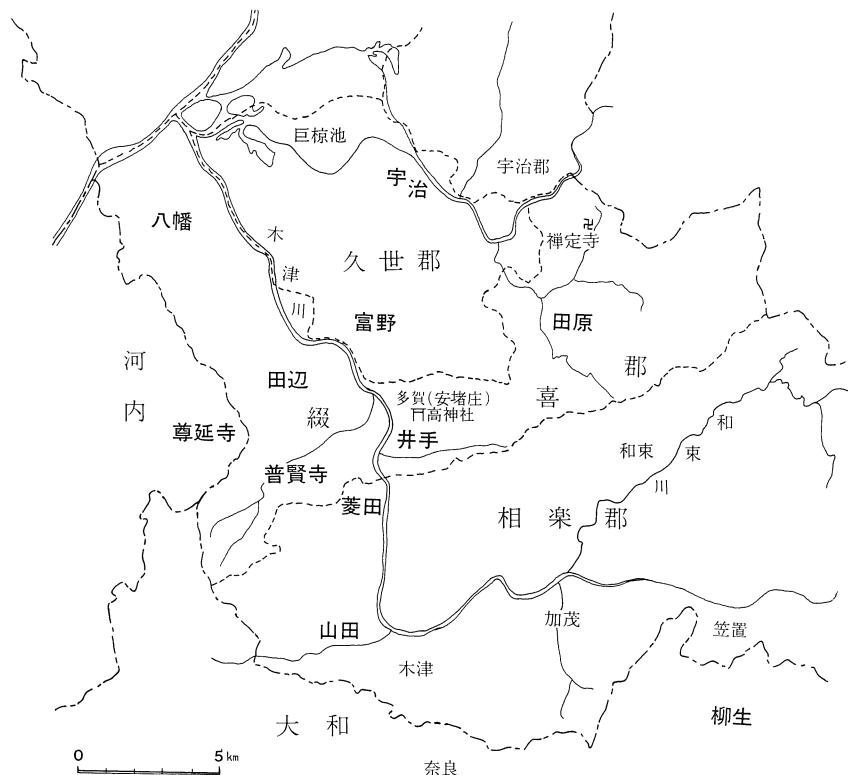
### 写一3 「奉加用途員數事」

奉加額	殿 原	女 房	地 下
(文)	(人)	(人)	(人)
3,000	1		
2,000	4		
1,000	5	2	6
800			1
630			1
500	4		2
330			2
300	2	6	6
200	2		11
166			1
100	1	5	18
80			1
65			1
50			81
40			1
そ の 他	馬…2, 布…1 鳥帽子饗…4	布…1 紺…2	

奉加額別奉加人数

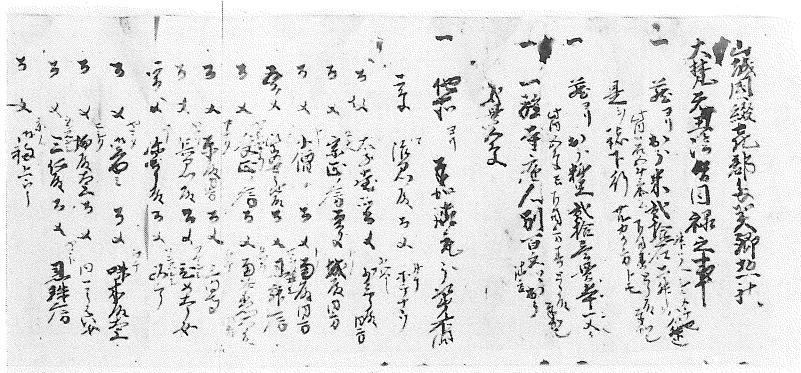
堅目録案」になると、殿原や地下といった文字は見ることができない。これは、この目録の署名が「惣庄」となっており、多賀郷が、殿原、地下を含めた「惣」 = すべての郷民の集落としてのまとまりを示すようになったことと関係していると思われる。かわって多賀郷を構成する、「東」「クホ」「谷」の三村と「まうと」が登場する。三村は、文永の流記にもみられ、多賀の地に古くから居住した人々である。それに対して「まうと」 = 間人（もうど）は、新しく移ってきて多賀に定着した人々であり、惣のなかで一段低い位置におかれた。

鎌倉時代には、殿原と地下として郷の内部にあった階層が、室町時代になると、惣庄としての結びつきのもとに表に現われず、かわって旧来の住民と「まうと」 = 新入者との差が強調されるようになっていくのである。



高神社文書 関係地

写一4 「高神社宝堅目録案」のなかの  
「他所ヨリ奉加請取分」



### 3. 周辺地域とのつながり

文永の「高神社流記案」には、「和束人」が多賀の里人とともに30文の奉加をしていることが記載されている。人物の名前や性格などはわからぬないが、和束と多賀との交流を物語るものであろう。

大永3年の「高神社宝堅目録案」をみると、郷の奉加とならんで、「他所ヨリ奉加請取分」という記載がある（写一4）。以下に引用しておく。

#### 一 他所ヨリ奉加請取分次第不同

□郷	百文	キテ
二百文 治部卿殿	百文	ホテナウ
百文 太子堂	二百文	少三郎殿内方
百文 宗正房	二百文	城殿内方
百文 小僧	百文	南殿内方
五百文 ひわのせう地殿百文	セウタキシ	恩舜房
百文 受正房	百文	タワラ
		南左衛門太郎殿
		内方
百文 東殿内方	百文	ウチ
百文 兵部卿殿	百文	三明寺
二百文 弥七郎殿	百文	フケンシ
百文 御しやミ	百文	ひめ太郎女
百文 堀殿大上	百文	ソンエンシ
百文 三仁殿	百文	又二郎
京人 御福上ラウ	百文	ウチ
以上三貫三百文	百文	味木殿大上
	百文	同こうはい女
	百文	ヤマト
	以上三貫三百文	恩珠房

ここにあらわれる、奉加人が居住している地名

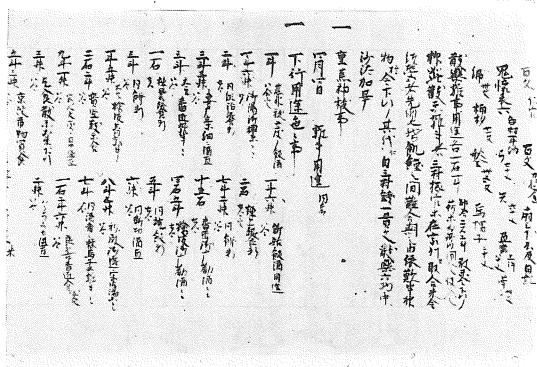
を拾っていくと、井手（井手、現井手町）、ふけんし（普賢寺、現田辺町）、トノ（富野、現城陽市）、タナヘ（田辺、現田辺町）、ヤマトヤキウ（大和柳生、現奈良市）、タワラ（田原、現宇治田原町）、ウチ（宇治、現宇治市）、ヤワタ（八幡、現八幡市）、ソンエンシ（尊延寺、現枚方市）、ヤマタ（山田、現精華町）、ヒシタ（菱田、現精華町）、セウタキシ、サチタ、ヤマトなどである（地図参照）。これらは地域的には綴喜郡のほぼ全域にわたり、さらに久世、相楽郡から大和、河内へひろがっている。

大和についてみると、セウタキシを招提寺と考え、ヤマトを南都を指しているとすれば、柳生の受正房、招提寺の恩舜房、南都の恩珠房と、いずれも僧侶が奉加していることになる。多賀郷出身で、大和で修行している僧と推定できるかもしれない。

また、富野の「城殿内方」「南殿内方」のように「内方」=女房と記されているものが多い。これらは多賀郷から他地へ嫁いだ女性であろう。名字を有していることから、名主あるいは国人クラスの家へ嫁いだものと考えられる。このように、たとえば婚姻を媒介にして、郷や郡をこえた南山城各地との名主・国人の密接な相互交流があったことが、山城国一揆（1485～93）の基盤となったことを想定してもよいであろう。

#### おわりに

中世における多賀郷の様相の一部をみてきたの



写-5 「下行用途色々事」

だが、最後に、散楽について気づいたことを一、二あげて稿をおえたい。

まず、宇治田原町禅定寺の弘長4（1264）年の「<sup>(注4)</sup>禅定寺造営日記」をみると、やはりここでも「法堅猿楽」が行なわれており、禄として3貫300文（300文は酒代）が払われている。猿楽を演じたのが座であるか否か明らかでないが、この時期に寺社の上棟に際して方固めという鎮壇呪法を行なう、呪禁的要素の強い猿楽がひろく行なわれ

るようになってきていることに注意したい。

また、高神社の文永の「高神社流記案」の「下行用途色々事」のなかに、「三紳乞食散樂出来ニ下行」との一項がある（写-5）。

おそらく、神社造営の祭礼の場にあらわれ、寿詞を唱え散樂を演じる、諸国遍歴の芸能民が姿を見せたのであろう。しかし、方固めを行なった專業猿楽座と比して、その扱いは小さなものであった。はからずも、この流記は、專業芸能集団としての猿楽座と、一方では座を構成しない乞食散樂との併存する状況を示しているのである。

（注1） 林屋辰三郎『中世芸能史の研究』（1960）

大河直躬『番匠』（1971）

（注2） 井手町史編集委員会『井手町の古代・中世・近世』（1982）

（注3） 宇治市『宇治市史 2 中世の歴史と景観』（1974）

（注4） 古代学協会編『禅定寺文書』（1979）。なお本文書は、府立総合資料館に寄託中である。

（注5） 横井清「民衆文化の形成」（『岩波講座日本歴史 7』所収 1976）

（技師 田中淳一郎）